109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
介護医療院における短期入所療養介護費				
ユニットケア減算	ユニットごとに日中常時１名以上の介護又は看護職員の配置	□	未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	□	未配置	
定員超過減算		□	該当	
人員基準減算		□	該当	
療養環境減算Ⅰ	廊下幅1.8m(両側に療養室の場合2.7m)未満	□	該当	
療養環境減算Ⅱ	療養室の床面積の合計を入所定員で除した数が８未満	□	該当	
夜勤減算	夜勤を行う看護・介護職員の数が短期入所療養介護の利用者の数及び介護医療院の入所者の数の合計数が３０又はその端数を増す毎に１以上かつ、２以上	□	満たさない	※併設型小規模介護医療院は以下を満たせば夜勤を置かないことができる。 ①併設医療機関で夜勤を行う看護職員、介護職員が１以上 ②利用者と入所者の合計が１９人以下 ③緊急時の併設医療機関との連絡体制の整備
	夜勤を行う看護職員の数が１以上	□	満たさない	
	ユニット型・・・２ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員１以上	□	満たさない	
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が１５又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上	□	該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が２０又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上	□	該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が１５又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上	□	該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
	夜勤を行う看護職員１以上	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
夜間勤務等看護Ⅳ	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が２０又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上	□	該当	夜勤時間帯 22：00～5：00を含めた連続する16時間 （　　：　　～　　：　　）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用開始した場合	□	該当（７日を限度に算定）	
	介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携をし、利用者又は家族の同意の上、利用を開始	□	該当	
	次のａ～ｃの者が直接利用を開始していない ａ　病院又は診療所に入院中の者 ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ｃ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者	□	該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断した医師名、日付及び留意事項等を介護サービス計画書に記録	□	該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	□	該当	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	□	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	□	あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	□	あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	□	あり	
	適切なアセスメントによる代替手段の確保	□	あり	
	連続算定日数	□	７日以内	※やむを得ない事情がある場合は１４日以内
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	□	あり	
	利用者に応じた適切なサービス提供	□	実施	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	□	あり	
長期利用者減算	連続して３０日を超えて同一の指定短期入所療養介護事業所に入所	□	該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	□	該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	□	該当	
	定員、人員基準に適合	□	該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	□	該当	
	療養食の献立の作成の有無	□	あり	療養食献立表
	１日につき３回を限度	□	該当	
緊急時施設診療費 （緊急時治療管理）	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要	□	該当	
	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施	□	該当	
	同一の利用者について月に１回、連続する３日を限度に算定	□	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	□	該当	テレビ電話装置等の活用可
認知症専門ケア加算Ⅱ	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が直近３月間の平均で５割以上	□	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	□	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	□	該当	テレビ電話装置等の活用可

点検項目	点検事項	点検結果		
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	□	該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定	□	該当	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が４又はその端数を増す毎に１以上。ただし、入所者等の数を４で除した数（１に満たないときは１とし、端数は切り上げる）から入所者等の数を６で除した数（端数は切り上げる）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。	□	該当	
	専任の精神保健福祉士又はこれに準じる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ１名以上配置	□	該当	
	入所者等がすべて認知症の者	□	該当	
	届出の前３月において日常生活に支障を来すおそれがある等から介護を必要とする認知症の者の割合が５割以上	□	該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入院させる体制が確保	□	該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週４回以上行う体制の確保	□	該当	
	届出の前３月間で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	□	該当	
重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が４又はその端数を増す毎に１以上	□	該当	
	専ら従事する精神保健福祉士又はこれに準じる者及び作業療法士がそれぞれ1名以上配置	□	該当	
	専用の機械及び器具を備えた60㎡以上の生活機能訓練室	□	あり	
	入所者等がすべて認知症の者	□	該当	
	届出の前３月において日常生活に支障を来すおそれがある等から介護を必要とする認知症の者の割合が５割以上	□	該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入院させる体制及び当該精神科病院の医師の診察を週４回以上行う体制の確保	□	該当	
	届出の前３月間で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１　以下のいずれかに該当			
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士８０％以上	□	該当	
	(2)介護職員の総数のうち勤続１０年以上介護福祉士３５％以上	□	該当	
	２　定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１　介護職員の総数うち介護福祉士６０％以上	□	該当	
	２　定員、人員基準に適合	□	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	１　以下のいずれかに該当			
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士５０％以上	□	該当	
	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員７５％以上	□	該当	
	(3)直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続７年以上３０％以上	□	該当	
	２　定員、人員基準に適合	□	該当	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　次の(一)、(二)、（三）のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
	8　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　次の(一)、(二)のいずれにも適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員処遇改善計画書
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7次の(一)、(二)のいずれかに適合	□		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
	８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較し高いこと	□	該当	
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）日常生活継続支援加算又はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（７）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（８）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	（１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合	□		
	（一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上	□	該当	
	（二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較し高いこと	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	（三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他職種」の見込額の平均の２倍以上	□	該当	
	（四）「その他職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	介護職員等特定処遇改善計画書
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	実績報告書
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	
	（７）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	□	あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	（１）介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	□	該当	
	（２）改善計画書の作成、周知、届出	□	あり	
	（３）賃金改善の実施	□	あり	
	（４）処遇改善に関する実績の報告	□	あり	
	（５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定	□	該当	
	（６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	該当	